

【問】加算対象職員数の算出に当たって使用する年齢別児童数は「当該年度4月時点又は各月平均の年齢別児童数」によることとされているが、各月平均は具体的にどのように算出すれば良いのか。新設園の場合はどうするのか。

【答】「各月平均の年齢別児童数」については、以下の方法により算出されたい。

○既設園の場合

前年度の各月の年齢別児童数の4月時点からの増減率を、当該年度4月時点の利用児童数に乗じて、当該年度の各月の年齢別児童数を算定し、当該年度の「各月平均の年齢別児童数」を算出する。

また、当該年度途中において利用定員数を増減させる計画がある場合や前年度の特殊事情（災害による人口流入等）による増減があった場合など、当該年度の年齢別児童数の増減の見込みが前年度と異なる場合には、個別に施設と市町村が相談のうえ、当該増減の見込みを勘案して「各月平均の年齢別児童数」を算出すること。

○新設園の場合

当該年度4月時点の年齢別児童数を用いることが原則となるが、特別な事情により当該年度途中に児童数が大きく増減することが見通せている場合には、個別に施設と市町村が相談のうえ、年度途中の増減の見込みを勘案して「各月平均の年齢別児童数」を算出すること。

○留意点

年度途中の増減の見込みを勘案して算出を行う場合は、その見込みが適正であることを市町村において確認すること。

また、上記の算定における各月の年齢別児童数が利用定員を超える場合には、当該年齢別児童数に対応した面積基準（児童福祉施設設備・運営基準、幼稚園設置基準など各施設等について定められた面積基準）を満たしていることが前提となること。